2026年３月５日

公益社団法人全国自治体病院協議会
会長　望月　泉　様

公益社団法人日本理学療法士協会
会長　　斉藤　秀之
一般社団法人日本作業療法士協会
会長　　山本　伸一
一般社団法人日本言語聴覚士協会
会長　　内山　量史

急性期および包括期におけるリハビリテーションの365日提供体制構築の実現に向けた
リハビリテーション専門職の配置の推進について（お願い）

平素より理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、「３療法士」）に係る活動にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、先般、中央社会保険医療協議会での議論を経て答申が示されました令和８年度診療報酬改定（以下、「本改定」）において、看護職員に加えて、３療法士を含む多職種が専門性を発揮しつつ病棟で協働する体制を評価する「看護・多職種協働加算」が新設されました。また、令和６年度診療報酬改定で新設された「リハビリテーション・栄養・口腔連携加算」については、本改定において、さらなる評価と地域包括ケア病棟入院料においても評価されることとなりました。

このように、リハビリテーションの365日提供体制の実現に向けて３療法士を病棟に配置し、多職種と連携をしながら患者の日常生活動作の維持・改善を図ることは、患者の療養の質の向上はもとより、在院日数短縮などの医療経済的観点からも大きな意義を有するものと認識しております。

また、発症早期からのリハビリテーションの推進についても、本改定では「早期リハビリテーション加算」の見直しに加え、土日祝日のリハビリテーション提供を評価する「休日リハビリテーション加算」が新設されました。早期リハビリテーションの効果については多くのエビデンスが示されており、その実施の有無が患者の機能予後を大きく左右することは広く知られております。

つきましては、全国いずれの地域においても患者が早期からリハビリテーションを受けられるよう、土日祝日を含めた365日のリハビリテーション提供体制および、各医療専門職が専門性に基づいて業務を行う体制の構築に、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

また、貴団体におかれましては、本件につきまして会員の皆様へのご周知をお願い申し上げるとともに、今後ともリハビリテーション専門職団体の活動に対し、変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。